

下野市行政改革大綱策定方針

平成18年4月

下 野 市

1 行政改革大綱策定の趣旨

本市は、旧3町が将来を見据えて、行政改革の有効な手段のひとつとして、合併を選択したが、それだけにとどまらず、なお一層の改革を進め、行政運営が持続できるよう不断の努力を続ける必要がある。

そこで、旧3町の時代から、それぞれの自治体で「行政改革大綱」を策定し、『最少の経費で最大の効果を挙げる』という地方自治運営の基本原則に立ち取り組んできたところであるが、合併により新しい自治体になったことから、新生『下野市』の行政改革を推進するにあたっての総合的かつ基本的な指針とするため、新たに大綱を策定するものである。

2 行政改革の基本方針

近年、地方自治を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、市民の行政需要は複雑・多様化するとともに増加の一途をたどっている。一方、長期に亘る経済の低迷は明るい兆しが見えつつあるが、先行きの不透明感は拭い切れないことから、財政状況の厳しさは、今後とも続くものと思われる。

こうした状況の下、各種の行政需要に積極的に応え、行政サービスの向上を図っていくには、市民のニーズを的確に捉え、より一層効率的・効果的な行政運営に努めていく中で「行政は最大のサービス産業」との認識の下、経営感覚も取り込みながら、市民の満足度を高めていくという取り組みが重要になってきている。

そのためには、職員一人ひとりの資質の向上と能力の開発を進め、積極的な意欲と行動能力を持つ人材の育成と市民参加型の行政運営の推進が求められる。

また、行政改革の推進の上で重要な要素となるスクラップ・アンド・ビルドを円滑に進めていくためには、市民と行政の役割分担を明確にして、各々が責任と自覚を持つことの理解と協力が不可欠であるため、行政情報を市民と共有できるよう、行政の透明性の一層の拡大に努め、市民と行政との距離を縮めていくことも重要となっている。

これらの観点にたって、本市の行政改革を進める新たな指針となる『下野市行政改革大綱』及び『実施計画』を策定し、積極的に公表するものとする。

3 行政改革の重点項目

基本方針に基づき、本市の行政改革の推進にあたっては、以下の5項目を重点事項として位置づけ、取組を行っていくものとする。

- (1) 事務事業の適正化
- (2) 定員管理、給与・人事制度の適正化
- (3) 効率的な行政運営
- (4) 財政の健全化

(5) 開かれた市政の推進

4 構成及び推進期間

(1) 構成

本大綱の構成は、総論編、各論編とし、総論編において現状に基づく今後の基本的な方針等を定め、各論編は、それに基づく個別具体的な実施事項をまとめた実施計画とする。なお、実施計画については、その取り組み状況や市を取り巻く行財政環境の変化を踏まえ、毎年度見直しを行うものとする。

(2) 推進期間

推進期間は、『下野市集中改革プラン』の終期に合わせ、平成 18 年度から平成 21 年度までの 4 年間とする。

5 推進体制

(1) 行政改革推進委員会

行政改革全体について専門的な提言や助言を受けるため、識見を有するもの等 12 名程度からなる「行政改革推進委員会」を設置する。

(2) 行政改革推進本部

推進本部

行政改革を全庁的に推進するため、庁内に行政改革推進本部を設置する。

幹事会

行政改革大綱及び実施計画の原案を策定するため、課長職にある者をもって幹事会を設置する。

部会

幹事会の下部組織として、行財政改革に係る事項について、調査、検討等を行うため部会を設置する。

6 大綱の進行管理

本大綱の進行管理については、各論編である実施計画において行うこととし、当該計画に記載された各事項について進捗状況をとりとまとめ、行政改革推進本部会議における検討後、行政改革推進委員会に報告するとともに、適宜市民に公表するものとする。なお、実施計画は、「下野市行政改革推進本部」を中心に、全職員が取り組み「下野市行政改革推進委員会」の意見を聞きながら推進するものとする。また、広報、ホームページを通じて、市民へ状況等報告を行うものとする。

下野市行政改革推進体制

